

三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする

広告物設置等に係る取扱いルール

本「三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物設置に係る取扱いルール（以下「取扱いルール」という。）」は、三宮中央通りまちづくり協議会（以下、「まちづくり協議会」という。）が、「三宮中央通り沿道利用者の利便性の向上」「植栽等の維持管理や施設整備といった道路環境の改善」「地域の活性化及び賑わいの創出に寄与することを目的とした道路空間における公共的なイベントの実施」などの自主的な地域活動に要する費用の一部を、広告物の掲示及びイベントの実施に伴う協賛金により充当するため、まちづくり協議会として、その具体的な取扱いについて定めるものである。

（広告設置及びイベント実施）

- 第1条 広告設置及びイベント実施は、道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みに要する費用の一部に広告により得た協賛金を充当するための事業（以下「本事業」という。）である。
- 2 広告設置及びイベント実施場所については、別紙1、別紙2及び別紙3記載のパークレットに限定するものとする。
- 3 まちづくり協議会は、道路管理者から道路占用許可を得て、協賛者の名称、商標、商品名等を表示する広告物を設置するための広告枠を設置するものとし、協賛者の広告物は、まちづくり協議会が設置した広告枠内に限定するものとする。

（協賛者の条件等）

- 第2条 協賛者は、まちづくりに寄与する協賛の趣旨を理解した団体とし、次の各号に該当する業種、商法、宣伝等を行う団体については許可しないものとする。
- 一 風俗、風俗関連
 - 二 消費者金融等の貸金業
 - 三 ギャンブル（パチンコや麻雀等）
 - 四 たばこ
 - 五 暴力団関連
 - 六 マルチ商法
 - 七 出会い系サイト
 - 八 政治宣伝

九 意見広告

十 その他、まちづくり協議会でふさわしくないと判断したもの

(広告設置及びイベント実施に係る申請手続き)

第3条 広告設置及びイベント実施に係る申請手続きについては、別紙4のとおりとする。

- 2 申請は、広告設置及びイベント実施の3カ月前からとする。
- 3 広告設置及びイベント実施の申込みは、別紙5(申請書)を使用し、会社概要、広告デザイン案、イベント活動内容が分かる資料を添付することとする。
- 4 別紙5(申請書)が提出された日以降、最初に開催されるまちづくり協議会役員会にて、申請内容が、本取扱いルールの規定に則しているかを審議することとし、必要に応じてまちづくり協議会役員会に申請者の出席を要請することができる。
- 5 広告設置及びイベント実施は、原則申請順とするが、申請が重なった場合は、まちづくり協議会役員会にて審査のうえ決定することとする。
- 6 イベントの単独実施は許可しないものとする。
- 7 イベント実施に必要な手続き(道路使用許可申請等)については、協賛者が実施するものとする。
- 8 イベント実施の際は、歩道上の安全確保のため、別紙5(申請書)に警備計画(誘導員の配置など)の添付することとする。

(広告設置の条件等)

第4条 広告設置にあたっては、神戸市屋外広告物条例における許可基準及び景観形成市民協定まちなみ形成ルールに基づくものとする。

- 2 「●●(協賛者)は三宮中央通りまちづくり協議会の活動を支援します」のクレジットを広告に記載することとする。
- 3 次の構造・素材・色彩に係る各号に該当する広告については許可しないものとする。
 - 一 信号機や道路標識に類似したもの
 - 二 反射素材、蛍光塗料、蛍光フィルムは使用しない
 - 三 極度に高い彩度のものは使用しない
 - 四 原則として発光・点滅するネオン等のものは使用しない
 - 五 構造や機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し、また、車両の運転者が注視することによって運転の速度に影響を及ぼすおそれのあるもの
 - 六 強度の風雨、地震等に耐える材質や形状のもの。また、設置する利便工作物等の倒壊・損傷等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないもの
- 4 次の表示内容に係る各号に該当する広告については許可しないものとする。
 - 一 道路標識等に似ており、運転手に誤解を招くようなもの

- 二 暴力や犯罪を助長するようなもの
- 三 わいせつ性を連想させる内容（過度な肌の露出の写真等）のもの
- 四 いじめや人権侵害を連想させるもの
- 五 ギャンブル等を肯定するもの
- 六 宗教、宗教団体の広告や布教を目的とするもの
- 七 求人募集を目的とするもの
- 八 過剰表現や誤解（「日本一の安値」「絶対痩せる」等）を招くようなもの
- 九 まちの景観や建物、周辺環境に調和しないもの
- 十 その他、公共の場にふさわしくないとまちづくり協議会が判断したもの

（イベント実施の条件等）

- 第5条 イベント実施にあたっては、イベント実施にあたっては、沿道交通や歩行者の安全性に十分配慮した上で、まちづくりや景観の観点に留意し、公共性の高い内容とすることに努めるものとする。また、まちづくり協議会との共催とし、その趣旨が歩行者等にわかるように明記することとする。
- 2 イベント実施内容と沿道店舗の業種が類似する場合は、協賛者より該当する沿道店舗に説明を行い、イベント実施の承認を得なければならない。
 - 3 次のイベント内容に係る各号に該当するイベントについては許可しないものとする。
 - 一 販売・営業行為
 - 二 酒類やアルコール飲料の試飲
 - 三 宗教、宗教団体の広告や布教を目的とするもの
 - 四 求人募集を目的とするもの
 - 五 その他、公共の場にふさわしくないとまちづくり協議会が判断したもの
 - 4 イベント実施に伴い、協賛者がパークレットの附属施設を移設または取り外しをした場合、必ず協賛者が現状回復をするものとする。
 - 5 雨天時等のイベント実施の判断は、協賛者が行うものとする。その際の、協賛金の精算は行わないものとする。

（事業年度及び会計）

- 第6条 本事業の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 まちづくり協議会は、本事業の収支を特別会計としてとりまとめるものとする。

（連絡協議会）

- 第7条 まちづくり協議会は、「三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱要項」に基づき、その年度の事業報告及び決算報告を連絡協議会に行

うものとする。

(会員への報告)

第8条 まちづくり協議会は、まちづくり協議会通常総会にて、本事業に係る前年度の事業報告及び収支決算報告を行うものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 本取扱いルールは、平成30年7月1日から施行することとする。

2 本取扱いルールは、令和元年8月22日に改正し施行することとする。

《写真》



《掲出・実施場所》



《掲出期間と協賛金》

- | | |
|---------------|-------------------|
| ■ 広告設置のみの場合 | ■ 広告設置及びイベント実施の場合 |
| ① 1ヶ月/10,000円 | ① 1週間/60,000円 |
| | ② 1ヶ月/200,000円 |
| | ③ 3ヶ月/500,000円 |

《広告サイズ》

- H420mm × W594mm (A2サイズ) / 1カ所

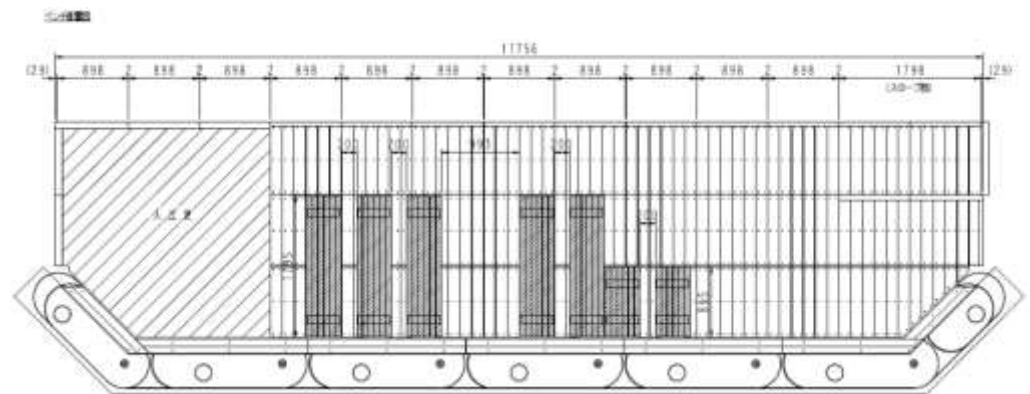
《イベントの実施回数》

- 1週間毎に2日間を上限とする

《電源の有無》

- 無

《図面》



《写真》



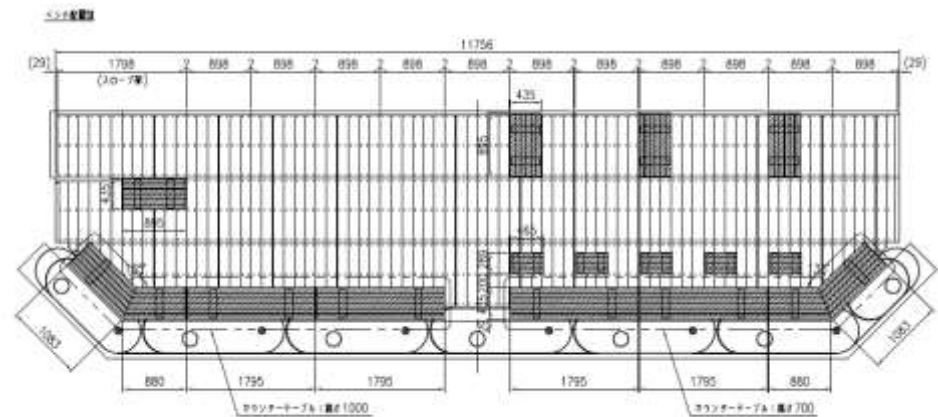
《掲出・実施場所》



《掲出期間と協賛金》

- | | |
|---------------|-------------------|
| ■ 広告設置のみの場合 | ■ 広告設置及びイベント実施の場合 |
| ① 1ヶ月/10,000円 | ① 1週間/60,000円 |
| | ② 1ヶ月/200,000円 |
| | ③ 3ヶ月/500,000円 |

《図面》



《広告サイズ》

- H420mm × W594mm (A2サイズ) / 1カ所

《イベントの実施回数》

- 1週間毎に2日間を上限とする

《電源の有無》

- 無

<<写真>>



<<掲出・実施場所>>



<<掲出期間と協賛金>>

- | | |
|---------------|-------------------|
| ■ 広告設置のみの場合 | ■ 広告設置及びイベント実施の場合 |
| ① 1ヶ月/10,000円 | ① 1週間/60,000円 |
| | ② 1ヶ月/200,000円 |
| | ③ 3ヶ月/500,000円 |

<<広告サイズ>>

- H420mm×W594mm (A2サイズ) /1カ所

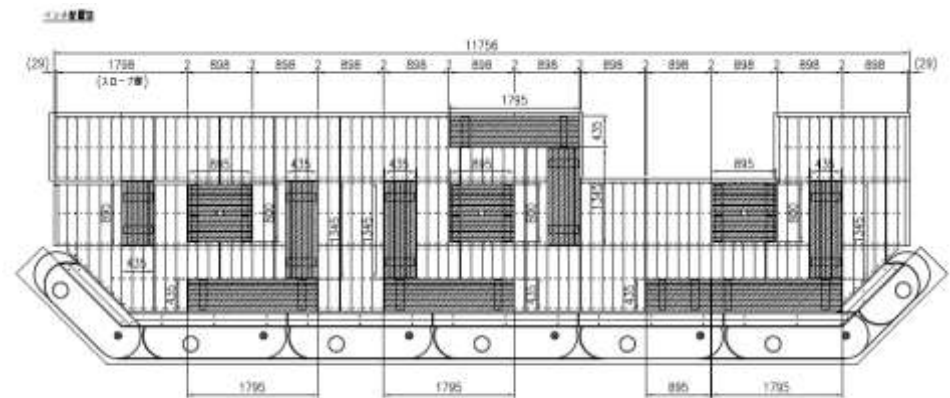
<<イベントの実施回数>>

- 1週間毎に2日間を上限とする

<<電源の有無>>

- 無

<<図面>>



広告設置及びイベント実施申請手順

申込（広告設置日の3ヶ月前から受付可能です）	
提出書類	①申請書（別紙5） ②会社概要、団体概要 ③広告デザイン案 ④イベント実施内容資料（イベント実施の際は添付） ⑤警備計画（イベント実施の際は添付）



まちづくり協議会事務局にて、事前審査を実施	
審査内容	「三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物設置に係る取扱いルール」に基づく事前審査 ① 第2条第1項（協賛者の条件） ② 第3条第4項（広告の内容） ③ 第5条第3項（イベントの内容）



まちづくり協議会役員会にて、本審査を実施（毎月第3木曜正午より開催）	
審査内容	①「三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物設置に係る取扱いルール」に基づく審査 ②「神戸市屋外広告物条例における許可基準」及び「景観形成市民協定まちなみ形成ルール」に基づく審査 ※広告及びイベントの内容によっては、協賛者にまちづくり協議会役員会の出席を要請する場合があります。（事前に連絡をします。）



広告設置のみの場合
上記申請以外に必要な申請はありません。

広告設置及びイベント実施の場合
上記申請に加え、以下の申請が必要になります。 ① 道路使用申請



交通管理者にて審査



協賛者の手続き確認後、まちづくり協議会から協賛者へ設置及び実施の承認

三宮中央通りにおける公共的な取組みに要する費用への
 充当を目的とする広告物設置等に係る申請書

年 月 日

三宮中央通りまちづくり協議会 御中

下記のとおり申請いたします。

申請者名		
住所		
責任者名		
担当者名		
連絡先	TEL	FAX

掲出・実施場所	<input type="checkbox"/> Aタイプ	<input type="checkbox"/> Bタイプ	<input type="checkbox"/> Cタイプ
種類	<input type="checkbox"/> 広告の設置	<input type="checkbox"/> 広告の設置及びイベントの実施	
掲出期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()		
提出書類 チェックリスト	≪共通≫ <input type="checkbox"/> 申請書 (本紙) <input type="checkbox"/> 会社概要、団体概要 <input type="checkbox"/> 広告デザイン案 ≪イベント実施の場合のみ添付≫ <input type="checkbox"/> イベント実施内容資料 <input type="checkbox"/> 警備計画		